9の3　保育・教育等移行支援加算	500単位
注　障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定医療型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。	
10　福祉・介護職員処遇改善加算	
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ～ホ　（略）	
11　（略）	
第3　放課後等デイサービス	
1　放課後等デイサービス給付費（1日につき）	
イ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）	
(1)　区分1の1	
(一)　利用定員が10人以下の場合	656単位
(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合	440単位
(三)　利用定員が21人以上の場合	331単位
(2)　区分1の2	
(一)　利用定員が10人以下の場合	645単位
(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合	431単位
(三)　利用定員が21人以上の場合	324単位
(3)　区分2の1	
(一)　利用定員が10人以下の場合	609単位
(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合	405単位
(三)　利用定員が21人以上の場合	304単位
(4)　区分2の2	
(一)　利用定員が10人以下の場合	596単位
(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合	396単位
(三)　利用定員が21人以上の場合	297単位

（新設）	
10　福祉・介護職員処遇改善加算	
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ～ホ　（略）	
11　（略）	
第3　放課後等デイサービス	
1　放課後等デイサービス給付費（1日につき）	
イ　障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）	
(1)　授業の終了後に行う場合	
(一)　利用定員が10人以下の場合	473単位
(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合	355単位
(三)　利用定員が21人以上の場合	276単位
(2)　休業日に行う場合	
(一)　利用定員が10人以下の場合	611単位
(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合	447単位
(三)　利用定員が21人以上の場合	359単位
（新設）	
（新設）	